

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(1 施策の成果目標)

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）				【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載（次の項目を除外）】 文言修正（軽微）、担当課変更（削除）、R13年度 目標値修正（原則）			
内容		実績値 （R2年度）	目標値 （R8年度）	目標値 （R13年度）	担当課	関連施策名 （章-節-施策）	改定分類	改定理由
第1章 都市整備分野								
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進								
産業系土地利用面積 （武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内）		0ha	2.8ha （令和7年度）		区画整理推進室	市街地の整備 （1-1-3）	削除	事業自体は令和14年まで継続するが、目標値は達成したため削除する。
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実								
るのバス、デマンド型交通の利用者数（1日当たり）		るのバス： 257.1人/日 デマンド型交通： 16.6人/日 （令和6年度）	—	るのバス： 300人/日 デマンド型交通： 25.0人/日 （令和12年度）	交通政策課	交通体系の整備 （1-3-2）	新規	「地域再生計画」及び令和7年12月策定の「あきる野市地域公共交通計画」との整合を図ることとし、設定する。 ※地域再生計画：地域再生法に基づき、地方公共団体が地域の活力再生（経済活性化、雇用創出など）のために作成する計画。あきる野市では、総合計画の内容に準じて作成しており、企業版ふるさと納税の優遇措置を全分野で適用している。
第2章 産業振興分野								
第1節 地域特性を生かした産業振興の促進								
産業系土地利用面積 （武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内）		0ha	2.8ha （令和7年度）		区画整理推進室	産業振興の推進 （2-1-1）	削除	事業自体は令和14年まで継続するが、目標値は達成したため削除する。
産業系土地利用転換地区数（圏央道インターチェンジ周辺地区：累計）		0地区 （令和7年度）	—	2地区	商工振興課 都市政策課	産業振興の推進 （2-1-1）	新規	「産業系土地利用面積」の目標が削除されることにより、第2章第1節の成果目標が「事業所の従業者数」のみとなる。代替指標として、総合計画第2章第1節の基本方針（「地域経済力を強化するため、圏央道の整備効果による物流の広域的ネットワークと地域特性を生かした産業振興を促進します」）を踏まえ、指標を追加する。
第4節 消費者志向に合わせた都市型農業の推進								
耕作放棄地面積		58ha（2015農林業センサス）	減少	把握・減少	農林課	生産環境の整備 （2-4-3）	修正	実績値（2015農林業センサス）から耕作放棄地面積の記載が抹消されたため、新たに基準を設定して把握拡大・減少に努める。 ※令和7年度の取組として、農業振興地域農用地区域面積256.3haの内、地域計画策定区域内の土地所有者と協議し、49.7haの区域の中に約0.7ha（9筆）の耕作放棄地を把握している。
第3章 市民生活・環境分野								
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進								
町内会・自治会世帯加入率		44.6% （令和3年度）	維持・向上	30%	地域防災課	地域コミュニティの活性化 （3-1-1）	修正	直近10年間ににおいて、市内総世帯数に対する町内会・自治会への加入世帯数の割合は、53.9%から36.2%と大きく減少（△17.7ポイント）している。特にコロナ禍を経て、市民の生活様式は変化し、直近5年間ににおいては、1年ごとの減少率は平均△2.06%であり、過去最大の下がり幅である。 地域防災課は、重要なパートナーである町内会・自治会と市をつなぐ窓口として、補助金の交付、委員選出や事業協力など、様々な活動支援を行っているものの、多様化する市民生活において、加入の必要性が見出せず、減少は免れない状況である。しかしながら、負担軽減等を図り、減少率の緩和に努め、減少率を半分の年間1.03%に留め、目標値を30%としている。
国際化の推進の満足度 （市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計） 多文化共生社会という言葉の認知度 （市民アンケート調査「内容を含めて知っている、言葉は聞いたことがある」の比率）		5.0%	30.0%	80%	企画政策課	多文化共生社会の推進 （3-1-2）	修正	同施策は、多文化共生社会に係る認知度向上に寄与するものが大半であるため、施策の進捗度合いを図ることを目的に、内容を修正する。 令和13年度の目標値は、過去のデータがなく（市で初めて「多文化共生」の認知度を聞いた調査は、令和6年度の市民アンケートであり、その時の実績値は74.9%だったことから、80%という目標値を設定した。
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進								
駅周辺の自転車放置率 （東京都「駅前放置自転車等の現況と対策」公表値）		0.3% （令和7年度）	—	0%	地域防災課	交通安全の推進 （3-2-3）	新規	「2 施策の内容」の3-2-3「交通安全の推進」の「関連する施策の成果目標」が「目標とする姿」と合致していないため、指標を追加する。
消防団員数		357人 （令和3年4月1日）	450人	396人	地域防災課 （防災担当）	防災・消防対策の推進 （3-2-1）	修正	令和7年度及び令和8年度の消防委員会において、消防団が将来にわたり、安定した地域防災力の要として健全に組織が維持できるよう、団員数及び管轄地域の実態に合わせるとともに、車両や資機材を最大限活用できる適正な規模とするため、分団・部の統廃合及び定員の削減について検討を行っている。その内容に基づき、令和13年度の目標数を設定する。
非核平和都市宣言の発信		宣言していない	宣言している		企画政策課	平和なまちづくりの推進 （3-2-4）	削除	令和5年度で事業が完了したため削除する。各施策の内容「平和を学ぶ取組の推進」の枠組で、市民等の平和に関する意識啓発を行う。

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(1 施策の成果目標)

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）				【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載（次の項目を除外）】 文言修正（軽微）、担当課変更（削除）、R13年度 目標値修正（原則）			
内容		実績値 （R2年度）	目標値 （R8年度）	目標値 （R13年度）	担当課	関連施策名 （章-節-施策）	改定分類	改定理由
	第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築							
	不法投棄回収量	13.56トン	-	12.00トン	生活環境課	ごみの減量化と適正処理の推進 （3-3-1）	新規	調査票2「環境美化活動の推進」（一斉清掃と不法投棄）に関するの評価指標が「一人当たりごみ排出量」となっており、実態が評価できていないことから追加する。
	一斉清掃参加率	40.1% （令和6年度）	-	42.0%	生活環境課	ごみの減量化と適正処理の推進 （3-3-1）	新規	調査票2「環境美化活動の推進」（一斉清掃と不法投棄）に関するの評価指標が「一人当たりごみ排出量」となっており、実態が評価できていないことから追加する。
	市民1人1日当たりのごみ排出量（資源物・有害ごみを除く）	809.5g	803.7g	554.0g/人日 （現行の一般廃棄物処理基本計画の達成目標、なお計画期間はR13まで。）	生活環境課	ごみの減量化と適正処理の推進 （3-3-1）	修正	現在の一人1日あたりのごみ排出量は、資源ごみ＋ごみの排出量であるため、一般廃棄物処理基本計画と合わせて「市民1人1日当たりの総排出量（資源物・有害ごみを除く）」に変更する。 なお有害ごみについては西秋川衛生組合の総量から構成市町村内で按分された数値しか算定できないため、廃棄物処理基本計画では含めていない。 【参考記載】資源有害を除く総排出量 R2実績 667.25g/人日、R6実績612.18g/人日、R7数値目標609.3g/人日
	第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進							
	郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数	延べ15団体	維持		環境政策課	生物多様性保全の推進 （3-4-1）	削除	「第三次環境基本計画」にも指標として掲載していないため削除する。
第4章 保健福祉分野								
	第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実							
	65歳健康寿命（要支援1）	男性：82.12歳 女性：84.36歳 （令和元年）	男性：82.25歳 女性：84.40歳 （令和8年）	65歳平均余命の増加分を上回る65歳健康寿命の増加	健康課	健康づくりの充実 （4-1-1）	修正	健康寿命の延伸については「健康日本21（第三次）」の総合目標、「東京都健康推進プラン21（第三次）」の総合目標、「あきる野市健康増進計画」の目標として掲げているため、継続指標とする。 令和13年度の目標値については第三次健康増進計画の健康寿命に関する目標値が決まっていないため東京都と同様のものに修正する。
	第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備							
	るのキッズアプリ登録者数	2,765人 （令和6年度）	-	3,800人 （令和11年度）	こども政策課	保護者が子どもと共に成長できる環境の整備 （4-2-2）	新規	関連指標として、新規追加する。
	子育て環境や支援に対する満足度（就学前 満足+やや満足の計）			増加 （令和10年度）	こども政策課	保護者が子どもと共に成長できる環境の整備 （4-2-2）	新規	「第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画」の評価に基づき、関連指標として、新規追加する。なお、確認は5年ごとの子育て支援アンケートで行い、令和6年の参考値は28.0%である。
	男性の育児休業取得率（就学前取得した又は取得中である人）			向上 （令和10年度）	こども政策課	社会全体で子育て家庭を支える環境の整備 （4-2-3）	新規	「第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画」の評価に基づき、関連指標として、新規追加する。なお、確認は5年ごとの子育て支援アンケートで行い、令和6年の参考値は15.4%である。
	合計特殊出生率	1.30 （令和元年度）	1.56 （令和12年度）	維持・増加	こども政策課	保護者が子どもと共に成長できる環境の整備 （4-2-2）	修正	令和7年度に実施したアンケート調査（こども計画策定関係）では、結婚や出産を選ばない人が一定数おり、合計特殊出生率は年々低下し、R6年度は1.04（人口動態統計）で目標値との乖離が生じている。代替指標として、若い世帯の転入者数や2人以上の子を持つ世帯数にする検討をしましたが、総合計画の人口ビジョンに特殊出生率の目標値を掲げていることから、代替指標の設定は難しいと考え削除はしない。 今後、合計特殊出生率の改善には、新たな施策（若者の定住、結婚支援、妊娠前の支援、仕事と出産・子育てを視野に入れたライフプラン教育、多子世帯への経済的支援、安定した収入や働き方の改善など）が必要と考える。
	放課後子ども教室開設校数 放課後子ども教室事業への登録人数の割合	7校 （令和3年度）	10校	50%	生涯学習推進課	子どもたちが健やかに育つ環境の整備 （4-2-1）	修正	令和6年度、市内小学校区全てにおいて、放課後子ども教室が開設された。今後、事業の普及・拡充を目指すことから、児童の登録率を指標とする。
	第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実							
	65歳健康寿命（ 要介護2以上 ）（要支援1）	男性：83.29歳 女性：86.33歳 （平成31年）	延伸 （令和5年度） ※「第9期あきる野市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度） 延伸 （令和8年度）	65歳平均余命の増加分を上回る65歳健康寿命の増加	高齢者支援課	健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 （4-4-1）	修正	65歳健康寿命については、健康課も同じ東京都の指標を使用しているため、内容と目標値を健康課に合わせて修正する。

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）				【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載（次の項目を除外）】 文言修正（軽微）、担当課変更（削除）、R13年度 目標値修正（原則）			
内容		実績値 （R2年度）	目標値 （R8年度）	目標値 （R13年度）	担当課	関連施策名 （章-節-施策）	改定分類	改定理由
	第5節 地域福祉の推進							
	成年後見制度の認知度	58.8% （令和6年度）	—	向上 （令和10年度）	福祉総務課	地域福祉の推進 （4-5-1）	新規	関連指標として、新規追加する。
	指導検査の実施率	112% （令和6年度）	—	100% （令和10年度）	福祉総務課	地域福祉の推進 （4-5-1）	新規	関連指標として、新規追加する。
	地域の行事や活動への参加経験	46% （令和元年度）	向上 （令和6年度）		福祉総務課	地域福祉の推進 （4-5-1）	削除	令和7年度から令和11年度までを策定期間とする「あきる野市地域保健福祉計画」において評価指標の一つとしていないため、削除する。
第5章 教育・文化・スポーツ分野								
第1節 人権尊重教育の推進								
	「男女共同参画社会」に対する満足度 （市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計） 男女共同参画社会に関する認知度 （市民アンケート調査「知っている」の比率）	4.6%	30%	80%	企画政策課	男女共同参画社会の実現 （5-1-2）	修正	市民一人ひとりが感じる男女共同参画社会に対する満足度を指標とするよりも、認知度を指標にすることで、周知活動が主である市の施策との連動性が図られると判断した。また、満足度の向上を図るためには、男女共同参画社会に関する認知度を高める必要があると判断し、指標を「満足度」から「認知度」に変更する。
第3節 青少年の健全育成の推進								
	いじめ防止対策の実施校率100%の項目数	11項目 （令和6年度）	—	18項目	指導室	人権尊重の推進 （5-1-1）	新規	関連指標として、新規追加する。
	親子鑑賞会の参加者数	724人 （令和元年度）	800人		生涯学習推進課	地域や家庭での健全育成 （5-3-2）	削除	「2 施策の内容」に「関連する施策の成果目標」がないため、指標を削除する。
	放課後子ども教室開設校数（再掲）	7校 （令和3年度）	10校		生涯学習推進課	地域や家庭での健全育成 （5-3-2）	削除	令和6年度、市内小学校区全てにおいて、放課後子ども教室が開設されたため削除する。
	コミュニティ・スクールの導入	0校	16校		教育総務課 指導室 生涯学習推進課	地域や家庭での健全育成 （5-3-2）	削除	令和6年度、市内の市立小中学校において、コミュニティ・スクールを導入したため、削除する。
第4節 個性を生かす学校教育の充実								
	部活動の地域展開数（累計）			6部（文化部） 全部（運動部）	指導室 生涯学習推進課 スポーツ推進課	教育環境の整備 （5-4-2）	新規	部活動（文化部※吹奏楽部）の地域展開に係る取組として、市立中学校の吹奏楽部に係る地域展開数を指標とする。運動部については、令和7年度で24部の展開をしているが、令和9年度に全部展開予定である。
	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率意識調査の肯定的回答の割合（対象：小学校6年生・中学校3年生）	小学校 62% 中学校 60% （令和3年度）	65.0%	95.0%	指導室	教育内容の充実 （5-4-1）	修正	総合計画の「まちづくりの方向性」にある確かな学力を身につけさせるため、正答率のような学力指数だけでなく、子どもたちの肯定的な意識形成を図る指標に変更する。 ※「確かな学力」とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
第5節 社会教育の推進								
	図書館貸出冊数	619,394冊 （令和元年度）	635,000冊	542,000冊	図書館	社会教育の推進 （5-5-1）	修正	コロナ禍以降、年間来館者数は増加しているが、年間貸出冊数は減少してきている。各事業を通じ貸出利用の促進を図り、来館者の増加に伴った貸出冊数を目標値とする。 ※令和6年度の貸出冊数（507,654冊）を基準にして、来館者数と共に貸出冊数が毎年1%増加することを想定して算定
	郷土芸能連合会加盟団体数の会員数	40団体	維持	維持	生涯学習推進課	文化財の保護・活用の推進 （5-5-3）	修正	郷土芸能連合会に加盟をしている団体数ではなく、新たに郷土芸能連合会所属の各保存会の会員数の数値を目標とし、この数値により伝統芸能を保存・伝承している人数を把握する。

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）

【資料2】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）				【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載（次の項目を除外）】 文言修正（軽微）、担当課変更（削除）、R13年度 目標値修正（原則）			
内容		実績値 （R2年度）	目標値 （R8年度）	目標値 （R13年度）	担当課	関連施策名 （章-節-施策）	改定分類	改定理由
第6章 行財政分野								
第1節 財政運営の健全化								
ふるさと納税の登録返礼品数（累計）		285品目 （令和6年度）	395品目	500品目	商工振興課	財源の確保 （6-1-2）	新規	自主財源の確保に向けた取組を推進していくため、関連指標を新規追加する。
受益者負担の適正化（使用料及び手数料歳入決算額）		検証見直し	検証見直し	（算定中）	企画政策課	財源の確保 （6-1-2）	修正	「地域再生計画」に合わせて、「使用料及び手数料歳入決算額」の指標を追加する。現状値は令和7年度の収入済額とし、目標値はその1.2倍とする。
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化								
自治体DXの推進（地方公共団体が優先的にオンライン化すべき手続の対応率）		－	国の動向を踏まえた自治体DXの推進	80%	情報政策課	情報通信技術の活用 （6-2-1）	修正	具体的な指数の設定を行う。
公共施設等の総合管理の推進 （公共施設の再編等の実行件数 ※現状維持除く）		個別施設計画の策定 （令和3年度）	個別施設計画等の推進	4件	企画政策課 （公共施設担当）	ファシリティマネジメントの推進 （6-2-2）	修正	「地域再生計画」の指標設定を想定して、評価指標を修正する。
第3節 組織・人事体制の活性化								
あきる野市危機管理基本指針の改正		－ （令和3年度）	改正が完了している		地域防災課 （防災担当）	危機管理体制の整備 （6-3-2）	削除	改正が完了したため、項目を削除する。
第4節 協働によるまちづくりの推進								
移住・定住相談件数		561件 （令和6年度）	－	維持・増加	市長公室	市政情報の発信・共有 （6-4-2）	新規	移住・定住促進施策を「シティプロモーションの推進」の一環と位置付けるため、移住・定住に有益な情報提供した件数を目標値として、新規追加する。
まちづくりへの参画意向 （市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計）		35.2%	50%	33%	企画政策課	市民活動の推進 （6-4-1）	修正	最近の市民アンケート調査実績を踏まえ、3人に1人を目標割合とする。 【実績】21.45%（R6）、26.4%（R4）

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)		【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載(次の項目を除外)】 文言修正(軽微)、担当課変更(削除)、関連する施策の成果目標 のみの修正		
内容	目標とする姿	担当課	関連する施策の成果目標	改定分類	改定理由
第1章 都市整備分野					
第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進					
3 市街地の整備					
④既存ストックとしての空き家の活用	○利活用が可能な空き家について、 「空き家バンク」 空き家の利用希望者と所有者等のマッチング支援のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進する。	住宅政策課	○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	修正	現行計画の目標は、前空家対策等計画によるものであり、令和7年度に空家対策等計画を改定し、利活用可能な空き家について、空き家バンク設置などの取組を含む「空き家の利用希望者と所有者等のマッチング支援」としたため、目標とする姿を修正する。
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成					
1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組					
②魅力ある景観づくりの推進	○豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを推進 ○地区計画等で定められる市街地の地域特性に合わせた景観づくりを推進する。	住宅政策課 都市政策課	○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数	修正	住宅政策課では、市民参加による景観づくりや地域特性を生かしたまちづくり(景観条例や景観計画の策定)を行っていない。仮に策定する場合でも、住宅政策課のみで検討するものでなく、他課と連携する必要があるため、担当課を追加する(地区計画、都市計画マスタープラン → 都市政策課)。
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実					
2 交通体系の整備					
①既存の公共交通の維持及び利便性の向上	○既存の公共交通を維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策の継続 ○公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努める	交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築	統合	令和7年12月に策定した、「地域公共交通計画」に基づいた記載とするため、①と②を統合する。
②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進	○地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン、総合管理計画等との連動性を考慮し、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じた、地域公共交通計画の策定、公共交通空白地域の解消などの対策の取組を実施	交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築		公共交通優先検討区域における実証実験等については、令和7年4月から本格運行へと移行している。また、「地域公共交通計画」を令和7年12月に策定した。記載内容の修正が必要であるため、①と②と統合する。
①持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた検討・推進	○持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン等との整合・連携を図り、地域公共交通計画に基づく施策の取組を実施する。	交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築 ○るのバス・デマンド型交通の利用者数(1日当たり)		「①既存の公共交通の維持及び利便性の向上」と「②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進」を統合する。
③②公共交通の利用に関する意識啓発	○公共交通の維持・導入確保には、一定の交通需要が必要であることから、 地域公共交通計画に基づき 、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発の取組を実施する。	交通政策課	○市内全域の公共交通網の構築 ○るのバス・デマンド型交通の利用者数(1日当たり)	修正	令和7年12月に策定した、「地域公共交通計画」に基づいた記載とするため、目標とする姿を修正する。
第3章 市民生活・環境分野					
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進					
1 防災・消防対策の推進					
①防災施設・設備等の充実	○地震などのによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時における生活環境の整備を推進するとともに、 備蓄物資の充実を図る。 ○地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進する。 ○消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図る。	地域防災課 (防災担当)	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率	修正	災害時に備え、食料や資機材等の物資についても、継続して備蓄を進めていく必要があるため、目標とする姿を追記する。
②人材の育成や地域防災力の強化	○災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援するとともに子どもへの防災教育を推進する。 ○地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会と共に地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成する。 ○市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者周知し、防災意識の向上を図る ○市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努める。	地域防災課 (防災担当)	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率	修正	町内会・自治会未加入への防災力を強化するため、子どもへの防災教育を推進する。
⑥国土強靱化の推進	○大規模自然災害などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化の取組を推進し、防災・減災につなげる。	企画政策課 地域防災課 環境政策課 生活環境課 農林課 商工振興課 観光まちづくり推進課 住宅政策課 建設課 生活排水対策課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率	修正	防災に関して、治山工事(農林課)、治水工事(建設課)、盛土規制法(住宅政策課及び生活環境課)、残土条例(生活環境課)、太陽光発電(環境政策課)が該当、「地域社会経済」の復旧復興で、インフラ関係(建設課や生活排水対策課)、経済関係(商工振興課、観光まちづくり推進課)も該当するため、担当課を追加する。
4 平和なまちづくりの推進					
①非核平和都市宣言の発信	○市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信する。	企画政策課	○非核平和都市宣言の発信	削除	令和5年度にあきる野市平和都市宣言を決定し発信しているため、削除する。

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)

		【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載(次の項目を除外)】 文言修正(軽微)、担当課変更(削除)、関連する施策の成果目標 のみの修正		
内容	目標とする姿	担当課	関連する施策の成果目標	改定分類	改定理由
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築					
1 ごみの減量化と適正処理の推進					
①ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築	○一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処分までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図る ○ 資源とごみの出し方カレンダーの充実や「ごみ分別アプリ」の活用により、市民に分かりやすい周知方法(アプリ、公式LINE、ごみの出し方カレンダー等)を複数組み合わせて実施し、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげている。 ○収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定することを推奨し、 車載効率を考慮した収集ルールを調査・研究する。環境に配慮した収集車の導入を推奨 ○西秋川衛生組合及び構成市町村との連携を深め、円滑な処分体制を構築し、ごみ処理ルールに関する協議を随時実施する。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量(資源物・有害ごみを除く)	修正	廃棄物行政についてはこれまでも発生抑制が意識された内容となっていたが、SDGsの目標12「作る責任・使う責任」にあるように「排出者責任」が近年強く打ち出されている。これらの情勢を意識した内容とするため、ごみの発生抑制(リデュース)や再利用による製品の長寿命化(リユース)を含めた体制の構築とすべく、文言を追加する。 3Rのうち、リデュース・リユースを「第3節1」に割り当て、リサイクルを「第3節2」に割り当てると明確にし、整理する。 ごみ分別アプリについては、公式LINEとの連携等を考慮しLINEへ移行する可能性があるため、文言を修正する。 収集運搬体制については、直営ではない以上「環境に配慮した収集車の導入を推奨する」ことは購入補助等の手段以外では難しい。このため、積載効率や収集効率を向上させることを考慮した収集ルールの調査研究等であれば、実施可能であるため、修正をする。 処分の内容に該当する部分の記載がこれまでなかった一方で、今後都や国からサーマルリサイクルの見直し・エコセメント化などの検討を促される可能性があることから、処分の項目についても追加する。
②ごみの発生抑制・減量化の推進	○ごみについて消費行動から見直し、物品を長く大切に使うことや、リユース品を資源循環させることも含めた発生抑制を励行する。 ○環境教育の一環として、市民や事業者に対しプラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、 使い捨て品の削減や詰替製品の購入を励行することで、容器包装プラスチックの発生を抑制する。レジ袋等の削減の取組を実施 ○生ごみの水切りの徹底、 生ごみの堆肥化など、ごみ発生抑制の取組を促し 、ごみの減量化を推進する。	生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量(資源物・有害ごみを除く)	修正	廃棄物行政についてはこれまでも発生抑制が意識された内容となっていたが、SDGsの目標12「作る責任・使う責任」にあるように「排出者責任」が近年強く打ち出されている。これらの情勢を意識した内容とするため、資源化(リサイクル)より、ごみの発生抑制(リデュース)や再利用による製品の長寿命化(リユース)を含めた体制の構築とすべく、文言を追加する。 ※レジ袋有料化などについては対応が済んでいることから、詰替え品等の励行によるごみ発生抑制に内容を修正する。
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進					
2 水環境の充実					
①河川及び湧水池地の水質保全	○ 親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川等における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど効果的に行うため、清流保全条例に基づく取組を推進 関係自治体と連携して河川環境の保全の取組を実施 ○親しみある水辺環境を形成するため、河川及び湧水池地の水質保全を効果的に行うため図るなど、 関係自治体と連携して河川環境の保全の取組を実施 清流保全条例に基づく取組を推進する。	生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)(再掲)	修正	関係自治体と連携した取組は河川の水質保全のみで、河川や湧水の水質保全の取組は清流保全条例に基づいて行っていることから、目標とする姿を修正する。
②雨水対策の推進	○ 道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る ○道路等の透水性舗装や浸透樹の設置、緑地等による雨水浸透の促進により、地下水の涵養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止や地下水脈の保全を図るため、雨水浸透対策を推進する。	生活環境課 住宅政策課 建設課 環境政策課 生活排水対策課	○環境基準の達成率(大気、水質等)(再掲)	修正	現行計画の目標とする姿では、文脈的に道路等の雨水浸透が地下水脈の保全のみを目的としているように見える。そのため、住宅政策課(開発行為関係)や建設課(道路整備関係)における浸透処理が道路等の適正利用、災害等の発生防止を目的としていることを明確にするため、目標とする姿を修正する。
第4章 保健福祉分野					
第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実					
1 健康づくりの充実					
①各種健康診査・検診等の充実	○生活習慣病の予防やがんの早期発見、 重症化予防と健康の維持・増進 保護者と子の健康維持・増進などを図るため、各種健康診査・検診の充実や適切な指導・支援による健康教育の推進を図ります。 ○ 乳幼児の 虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図る。	健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○特定健康診査受診率	修正	「目標とする姿」を修正する。
⑤心の健康づくりの推進	○ 精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進 ○市民が生きがいや希望を持って暮らすことができるように、関係機関及び庁内関係部署の連携、相談窓口の周知、相談体制の整備などを通じて心の健康づくりを推進する。	健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数	修正	「目標とする姿」を修正する。

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)			【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載(次の項目を除外)】 文言修正(軽微)、担当課変更(削除)、関連する施策の成果目標 のみの修正		
内容		目標とする姿	担当課	関連する施策の成果目標	改定分類	改定理由
	第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備					
	1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備					
	①幼児教育・保育の充実	○幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制を充実を図るとともに、 保育園等を利用していない乳児等が定期的に通園できるように、乳児等通園支援事業を実施する。	保育課	○保育園待機児童数 ○学童クラブ待機児童数	修正	令和8年度から、保育園等の空きスペースを活用して子どもを受け入れる事業(通称:こども誰でも通園制度)が本格実施となるため、目標とする姿を追記する。
	2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備					
	①母子とその家族の健康の保持・増進	○母子とその家族の健康保持・増進を図るため、 妊産婦・乳幼児健康診査や、妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援) 、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施する。	こども家庭センター	○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数	修正	令和8年度新規事業に産婦健康診査、1か月児健康診査等が追加された。また、妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)が法定化されたことによる文言の整理を行う。
	第5節 地域福祉の推進					
1 地域福祉の推進						
① 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進 誰ひとり取り残さないまちづくり	○高齢、障害、子育て、 生活困窮 などの 分野別各分野 の相談機能の充実等と併せて、関係機関との連携により、 相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを推進 隙間なく 包括的に受け止める支援体制の構築を推進する。	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 こども家庭センター福祉総務課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)	修正	「地域保健福祉計画」の表現に合わせて、全体的に修正する。	
③お互いに支え合い、助け合う地域づくり	○身近な地域で みんなが互いに 支え合い、 育ち合うまちを目指し、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員(社会福祉協議会)など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援 地域で活動する人や団体への支援や担い手の確保・育成、地域住民間の交流促進、生活環境の形成、人権や福祉に対する意識の向上等に取り組む。	福祉総務課	○施策の充実度 ○地域の団体・機関の認知度	統合	「地域保健福祉計画」の表現に合わせて、「目標とする姿」を修正する。	
⑤ ボランティアの育成と支援	○秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、 様々な分野のボランティア活動を支援	福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験		「地域保健福祉計画」において、施策のひとつとして位置づけている。また理念となる施策であることから、評価指標の設定ができないため、③に統合する。	
⑥ 全ての人が快適に暮らせる環境づくりの推進	○ユニバーサルデザインを基本とした まちづくりを推進 ○学校教育や様々な施設・団体での ボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもちつ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図る	福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験			
第5章 教育・文化・スポーツ分野						
第3節 青少年の健全育成の推進						
2 地域や家庭での健全育成						
③子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討	○社会参加及び社会的自立の支援の体制・仕組みを構築していくことを検討する。	生涯学習推進課 こども政策課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)	修正	該当する成果目標がないため、担当課を削除する。	
第4節 個性を生かす学校教育の充実						
1 教育内容の充実						
①確かな学力の定着	○基礎的・基本的な知識及び技能習得、思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む 姿勢を養う態度を育成 するため、 個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育 主体的・対話的で深い 学びの視点からの授業改善 を推進する。	指導室	○全国学力学習状況調査における意識調査の肯定的回答の割合(対象:小学校6年生・中学校3年生)	修正	施策実態に合わせて、「目標とする姿」を修正する。	
② ICT教育の充実 を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	○タブレット端末の利活用により、興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育の実施する。 ○安全にICTを活用するための情報モラル教育の推進	指導室	○全国学力学習状況調査における意識調査の肯定的回答の割合(対象:小学校6年生・中学校3年生)	修正	施策実態に合わせて、内容を修正する。	
③特別支援教育の推進	○個の 教育的 ニーズに対応できる教育環境や人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促す。 ○障害特性等に配慮した教育課程や個別指導計画を編成し、適切な指導及び必要な支援を実施する。 ○インクルーシブ教育の視点を踏まえ、通常の学級において全ての児童・生徒が共に学ぶことができる支援体制の推進する。	指導室	○全国学力学習状況調査における意識調査の肯定的回答の割合(対象:小学校6年生・中学校3年生)	修正	今後はインクルーシブ教育の視点を踏まえていくため、「目標とする姿」を修正する。	
⑤ 特色ある地域と連携 した学校づくりの推進	○地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進することにより、地域と連携した学校づくりの体制を構築する。	指導室 生涯学習推進課	○全国学力学習状況調査における意識調査の肯定的回答の割合(対象:小学校6年生・中学校3年生)	修正	施策実態に合わせて、内容を修正する。	

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)

【資料2】前期基本計画からの主な変更点(2 施策の内容)		【追加】青字 【削除】赤字	【リスト掲載(次の項目を除外)】 文言修正(軽微)、担当課変更(削除)、関連する施策の成果目標 のみの修正			
内容	目標とする姿	担当課	関連する施策の成果目標	改定分類	改定理由	
第6章 行財政分野						
第1節 財政運営の健全化						
3 事務経費の合理化						
①事務事業の見直し	○事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したもの等は、見直しを実施する。 ○アナログ規制の見直しを他自治体の事例や最新のテクノロジーマップを参考にして進める。	企画政策課	○民間活力の導入	修正	「目標とする姿」に、アナログ規制の見直しを追記する。	
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化						
1 情報通信技術の活用						
①ICTの利活用の促進	○AI・RPA等をはじめとするICTをの有効活用するとともに行政手続きのオンライン化推進 ○国の推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を推進 ○行政手続のオンライン化の推進及びフロントヤード(住民と行政の接点)改革の推進	情報政策課	○情報セキュリティ研修の受講率 ○自治体DXの推進	修正	地方公共団体の情報システムの標準化については、令和7年12月にごく一部の機能を除き、標準準拠システムへの移行が完了したため、「目標とする姿」を修正する。	
2 ファシリティマネジメントの推進						
③公共サービスの利便性向上	○ICTを活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により、利便性の向上を図る。	企画政策課 情報政策課 市民課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数：全物件数 9団地 13物件)	修正	ICTの活用については、全体調整を情報政策課が行っていることから担当課を追加する。	
第3節 組織・人事体制の活性化						
1 行政推進体制の整備(行政力の強化)						
①効率的・効果的な組織の見直し	○効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを実施する。	企画政策課 職員課	○内部統制制度の運用	修正	組織の見直しは人事を含めて行う必要があることから、担当課に職員課を追加する。	
第4節 協働によるまちづくりの推進						
2 市政情報の発信・共有						
④シティプロモーションの推進	○各種SNS、フィルムコミッション、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進する。 ○SNSや移住ポータルサイト、移住セミナー等の開催、移住関連イベントへの出展などを通じて、移住先としての魅力を発信する。	市長公室 観光まちづくり推進課	○SNS(インスタグラム)の登録者数 ○市ホームページのアクセス数	修正	移住・定住促進施策を「シティプロモーションの推進」の取組として整理し、移住候補地としての魅力を発信するため、「目標とする姿」を追記する。	